別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～７　略］

８　７の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、高高度基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

［(1)～(4)　略］

［９～11　略］

12　12の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、高高度基地局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

［(3)～(6)　略］

［13～15　略］

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(5)　略］

(6)　高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海抜18㎞から25㎞まで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また、設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を他の無線局との干渉調整を実施するための範囲（この(6)及び別表第二号の二第３注21(4)において「干渉調整範囲」という。）の半径とし、備考欄に「干渉調整範囲は半径10㎞」のように記載すること。

［17～27　略］

別表第二号の二第３　固定局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～11　略］

12　12の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～７　同左］

８　７の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

［(1)～(4)　同左］

［９～11　同左］

12　［同左］

［(1)　同左］

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

［(3)～(6)　同左］

［13～15　同左］

16　［同左］

［(1)～(5)　同左］

［新設］

［17～27　同左］

別表第二号の二第３　［同左］

［様式同左］

［注１～11　同左］

12　［同左］

［(1)・(2)　同左］